

子ども・子育て支援新制度について

■概要

子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

※子ども・子育て関連 3 法

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律

■目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

■内容

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のために

幼児教育と保育を一本化に提供する認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）の普及のため、施設を設置するための手続きを簡素化することや、行政からの指導・監督や財政措置が一本化されます。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善のために

市町村は地域のニーズを踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、また、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業を組み合わせ、計画的に整備することとされています。

また、認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度を統一するとともに、地域型保育事業の給付制度を創設するなど、教育・保育に対する財政措置の充実を図ることとされています。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実のために

地域における子育て支援に関するニーズに応えるため、「放課後児童クラブ」や「一時預かり」などの事業の充実を図ることとされています。

■豊前市の対応

市町村は、新制度への移行にあたって、国が定める「基本指針」に基づき、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

豊前市においても、平成 26 年 2 月に実施しましたアンケート調査により、子ども・子育て支援に関する市民の皆様のニーズを把握するとともに、平成 26 年 5 月からスタートした豊前市子ども・子育て会議においてご審議いただきながら、事業計画の策定を進めていきます。

新制度へ円滑に移行できるよう、事業計画の策定をはじめ、各種基準の制定など必要な準備を進めていきます。